

○鹿児島県県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例

平成22年6月25日
条例第34号

鹿児島県県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例をここに公布する。

鹿児島県県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 県外産業廃棄物の搬入(第3条—第8条)
- 第3章 県外汚染土壌の搬入(第9条)
- 第4章 雜則(第10条—第13条)
- 第5章 罰則(第14条・第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、管理型最終処分場への県外産業廃棄物の搬入及び埋立処理施設への県外汚染土壌の搬入について許可制度を設けること等により、産業廃棄物及び汚染土壌の適正な処理を確保し、もって県民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)及び土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理型最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。
- (2) 県外産業廃棄物 鹿児島県の区域以外の区域で生じた産業廃棄物をいう。
- (3) 埋立処理施設 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令(平成21年環境省令第10号)第1条第3号に規定する埋立処理施設をいう。
- (4) 県外汚染土壌 鹿児島県の区域以外の区域で生じた汚染土壌をいう。
- (5) 汚染土壌搬出者 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)をいう。
- (6) 収集運搬業者 廃棄物処理法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者をいう。
- (7) 埋立処分業者 県内の管理型最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

第2章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入に係る許可)

第3条 事業者は、その排出に係る県外産業廃棄物を県内の管理型最終処分場において埋立処分をするため、自ら又は委託して県内に搬入をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該県外産業廃棄物の量、搬入先及び搬入期間その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る管理型最終処分場の所在地(当該管理型最終処分場に搬入をする前に、県内において当該県外産業廃棄物の積替えを行う場合にあっては、当該積替えを行う場所を含む。)を管轄する市町村長に当該申請書の写しを送付し、期限を定めて、当該県外産業廃棄物の搬入について生活環境の保全上の見地からの意見を聞くものとする。

4 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付するものとする。

5 第1項の許可は、年度ごとに受けなければならない。

(許可の基準)

第4条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をするものとする。

- (1) 当該申請に係る県外産業廃棄物が、管理型最終処分場が設置されていない都道府県の区域で生じたものであり、かつ、当該県外産業廃棄物の搬入をしようとする県内の管理型最終処分場が、当該県外産業廃棄物が生じた事業場から最も近い管理型最終処分場であるとき。
- (2) 当該申請に係る県外産業廃棄物が、地震、津波等の災害により生じたものであり、かつ、当該県外産業廃棄物が生じた場所を管轄する都道府県知事から搬入の受け入れの要請があるとき。
- (3) 前2号に準ずる場合として、知事が県内の管理型最終処分場で埋立処分をする必要があると特に認めたとき。

- 2 前条第1項の許可には、生活環境の保全上の見地から必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、前条第1項の許可を受けようとする事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。
 - (1) 前条第1項又は次条第1項の規定に違反して罰金の刑に処せられた事業者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの
 - (2) 第7条の規定により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない事業者
(許可の内容の変更)

第5条 第3条第1項の許可を受けた事業者(以下「許可搬入者」という。)は、当該許可に係る県外産業廃棄物の量、搬入先及び搬入期間その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする許可搬入者は、規則で定めるところにより、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第3条第3項及び第4項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。
(許可搬入者等の責務)

第6条 第3条第4項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付を受けた許可搬入者は、当該県外産業廃棄物の搬入を収集運搬業者に委託するときは当該収集運搬業者に対し、当該県外産業廃棄物の埋立処分を埋立処分業者に委託するときは当該埋立処分業者に対し当該許可証の写しを交付しなければならない。

- 2 当該収集運搬業者又は当該埋立処分業者は、前項の規定による許可証の写しの交付を受けた後でなければ、県内に当該県外産業廃棄物の搬入をし、又は当該県外産業廃棄物の埋立処分をしてはならない。
(許可の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を取り消し、又は許可搬入者に対し、期限を定めて必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該県外産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 当該県外産業廃棄物が、第4条第1項各号(第5条第3項において準用する場合を含む。)に規定する基準に該当していないと認めるとき。
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第5条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 許可搬入者が、第4条第2項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第5条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第11条第1項の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
(搬入状況の報告等)

第8条 許可搬入者は、県外産業廃棄物の搬入の状況を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした許可搬入者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた許可搬入者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた許可搬入者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 県外汚染土壌の搬入

(準用)

第9条 前章の規定は、県外汚染土壌の搬入について準用する。この場合において、同章の規定中「事業者」とあるのは「汚染土壌搬出者」と、「県外産業廃棄物」とあるのは「県外汚染土壌」と、「埋立処分を」とあるのは「処理を」と、「収集運搬業者」とあるのは「運搬受託者」と、「埋立処分業者」とあるのは「汚染土壌処理業者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第3条第1項</u>	排出	搬出
	管理型最終処分場	埋立処理施設
<u>第3条第3項</u>	管理型最終処分場	埋立処理施設
<u>第4条第1項第1号</u>	, 管理型最終処分場	, 汚染土壌処理施設
	県内の管理型最終処分場	県内の埋立処理施設

	生じた事業場	存在する要措置区域等
	管理型最終処分場で	汚染土壌処理施設で
第4条第1項第3号	管理型最終処分場	埋立処理施設

第4章 雜則

(報告の徴収)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項について報告を求めることができる。

(1) 事業者、収集運搬業者又は埋立処分業者 産業廃棄物の収集、運搬又は埋立処分に関するここと。

(2) 汚染土壌搬出者、運搬受託者又は汚染土壌処理業者 汚染土壌の運搬又は処理に関するここと。

2 第8条第2項から第4項まで(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)の規定は、前項の報告について準用する。

(立入検査)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次の各号に規定する立入検査を行わせることができる。

(1) 事業者、収集運搬業者若しくは埋立処分業者の事務所、事業場又は事業の用に供する施設のある土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の収集、運搬若しくは埋立処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させること。

(2) 汚染土壌搬出者、運搬受託者若しくは汚染土壌処理業者の事務所、事業場若しくは事業の用に供する施設のある土地若しくは建物又は県内に搬入をされた県外汚染土壌に係る要措置区域等内の土地に立ち入り、汚染土壌の運搬若しくは処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において汚染土壌を無償で収去させること。

2 前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第12条 この条例の規定は、鹿児島市の区域においては適用しない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項(第9条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、県外産業廃棄物又は県外汚染土壌を自ら又は委託して県内に搬入をした者

(2) 第5条第1項(第9条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する事項を変更した者

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。